

公社日技第 01-09 号  
2021 年 1 月 8 日

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会  
会 長 杉 岡 範 明  
(公印省略)

「緊急事態宣言」下における日本歯科技工士会の業務体制等について

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

さて、周知の通り、1月7日、政府が一都三県を対象に新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた「緊急事態宣言」を発出しました。

このことを受けて、本会の当面の業務体制等を下記の通りお知らせいたします。基本的にはこれまでと同様の対応ではありますが、ご賢察の程よろしくお願ひ申し上げます。

まだまだ、感染の収束が見通せない状況ですが、第一線で戦われている医師、看護師等の負担にならないように、私たち歯科技工士も職業人として社会人として責任ある日常を過ごしていかなければなりません。また、引き続き、歯科技工士の新型コロナウイルス感染症対策にはしっかりと取り組んでまいります。

#### 記

1. 歯科技工士会館へお越しになる皆様に対しては、これまで通りマスクの着用、手指のアルコール消毒・手洗い、検温を励行し発熱者、体調不良者の入館はお断りします。
2. 「緊急事態宣言」期間における歯科技工士会館での理事会、委員会等各種会議は開催いたしません。また、会議開催の場合は WEB 会議ツール (Zoom) を使用しての開催とします。
3. 事務局職員に関しては、感染防止の徹底を図るため業務時間 (歯科技工士会館の開館時間) を引き続き 11 時～16 時とし、在宅勤務の活用、有給休暇の取得を奨励しますので、お問い合わせ等については電話を避けて、できるだけ e-mail、FAX でのご対応をお願ひいたします。

ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以 上